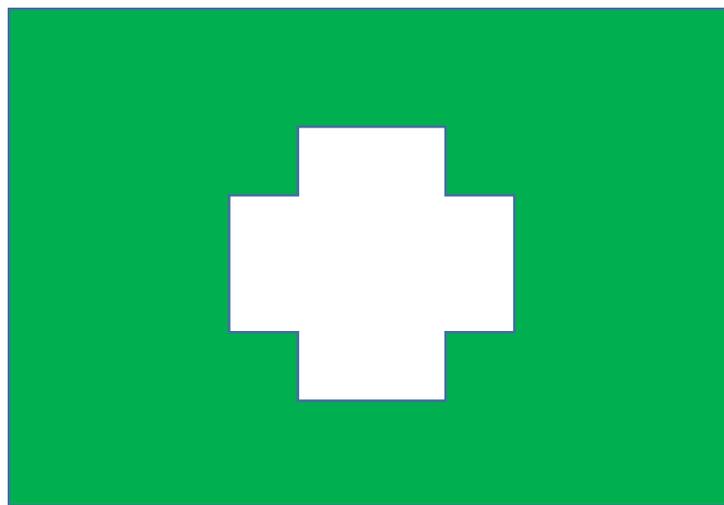


令和5年度 全国労働衛生週間実施要綱説明会



令和5年9月



新居浜労働基準監督署

期間 10月1日から10月7日まで

準備期間 9月1日から9月30日まで

主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

実施者 各事業場

令和5年度
第74回全国労働衛生週間スローガン

目指そう二刀流

こころとからだの健康職場

(労働者の健康をめぐる状況)

- ・ 高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇

- ・ 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就職率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題

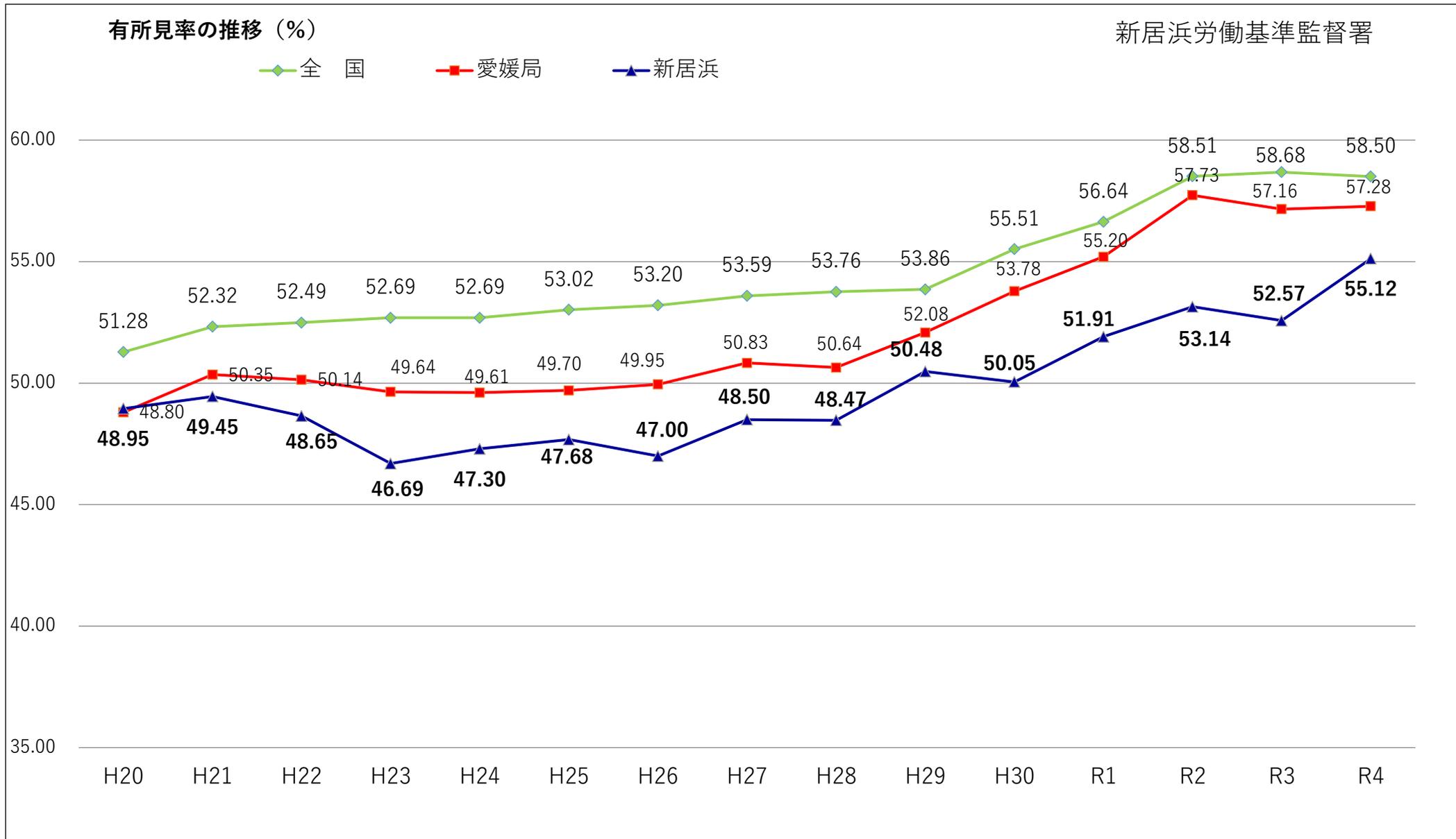
- ・ 中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率

- ・ 過労死等事案の労災認定件数は令和4年度に全国で904件

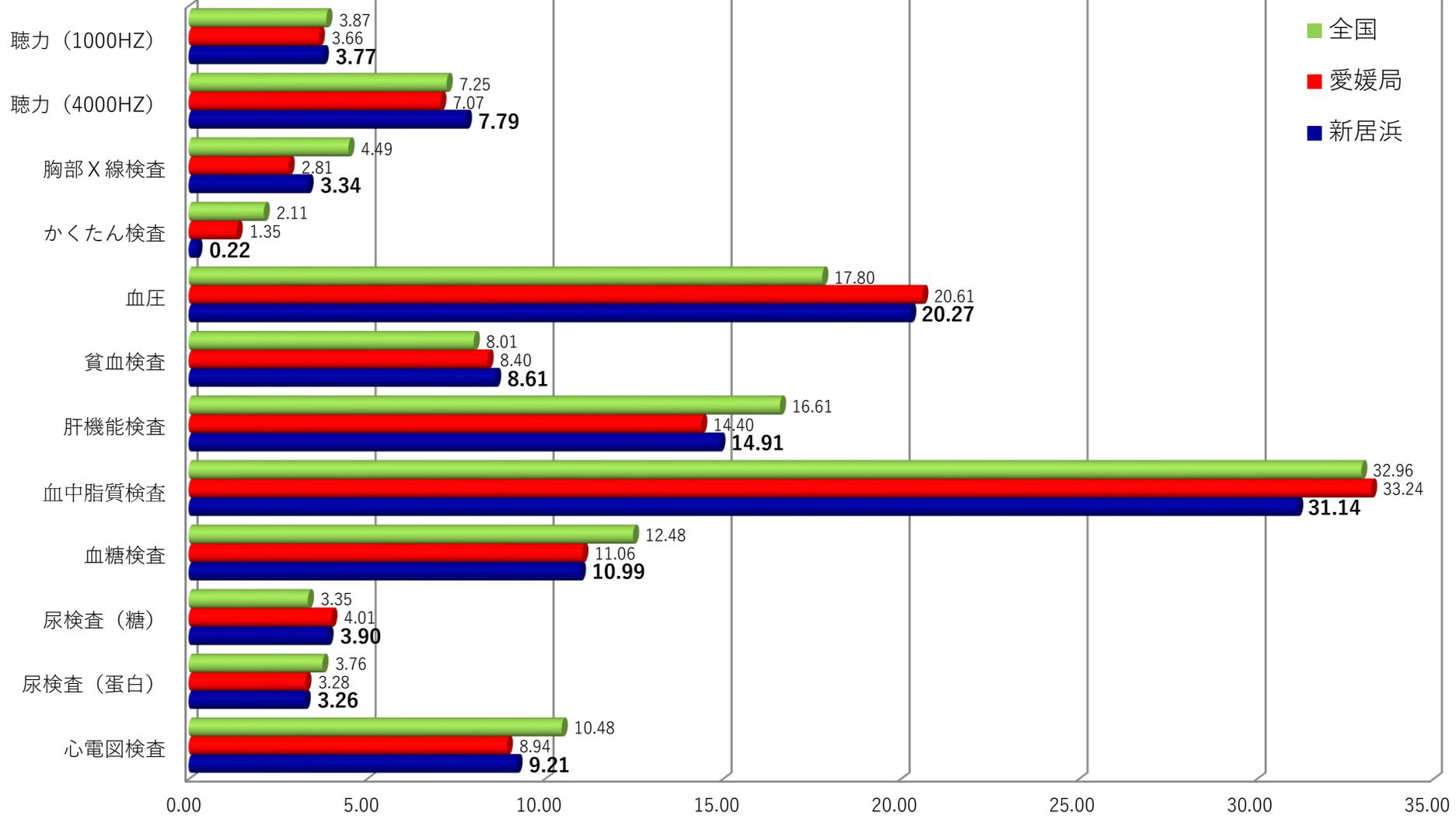
- ・ 化学物質による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質に起因するものが8割。厚生労働省では、従来、特別規制の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったりスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。

- ・ 職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1000人に及ぶところ、石綿等の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、石綿の有無に関する事前調査や発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査 (R5.10.1～) や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化 (R4.4.1～) など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

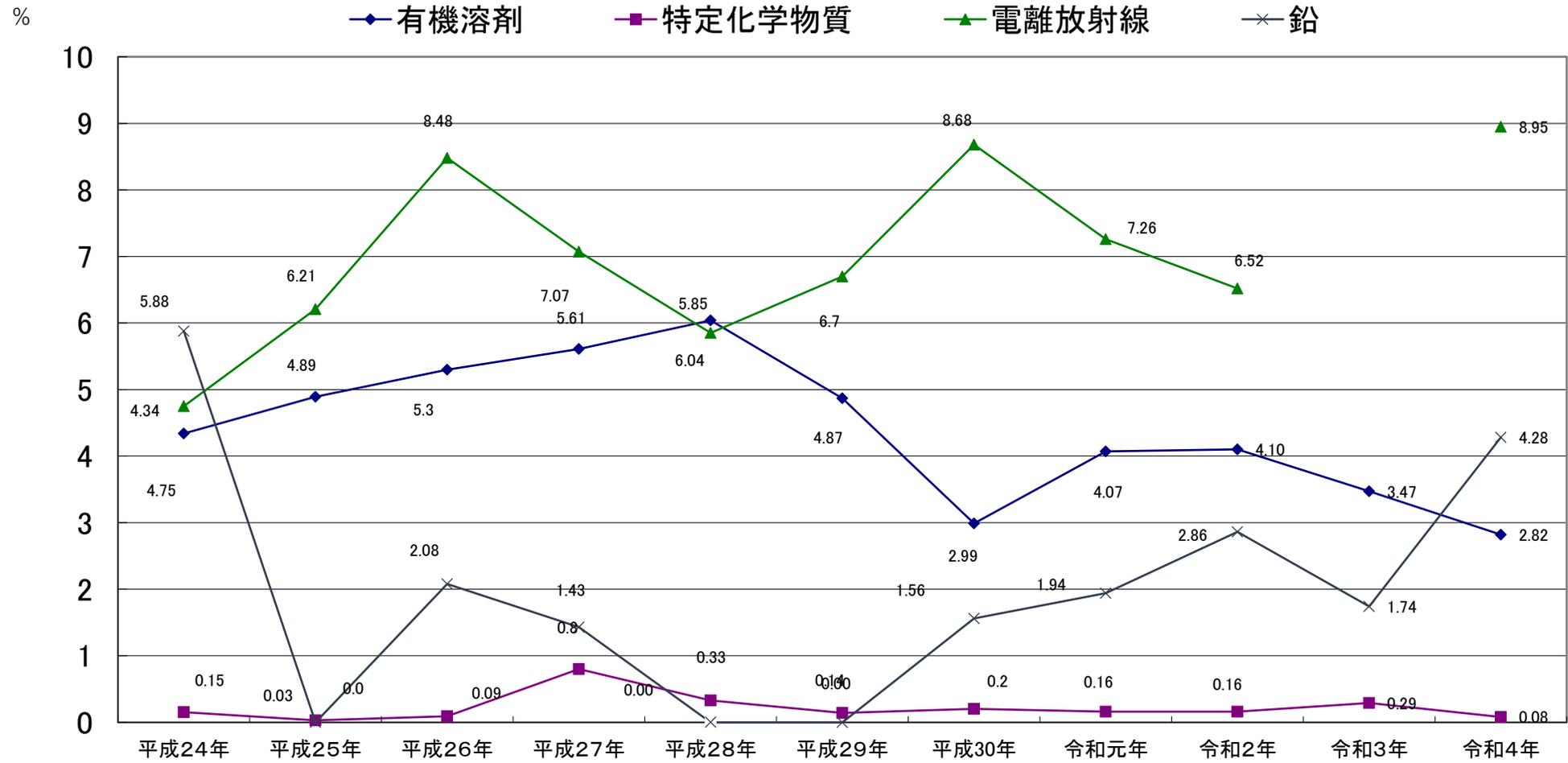
定期健康診断結果の推移



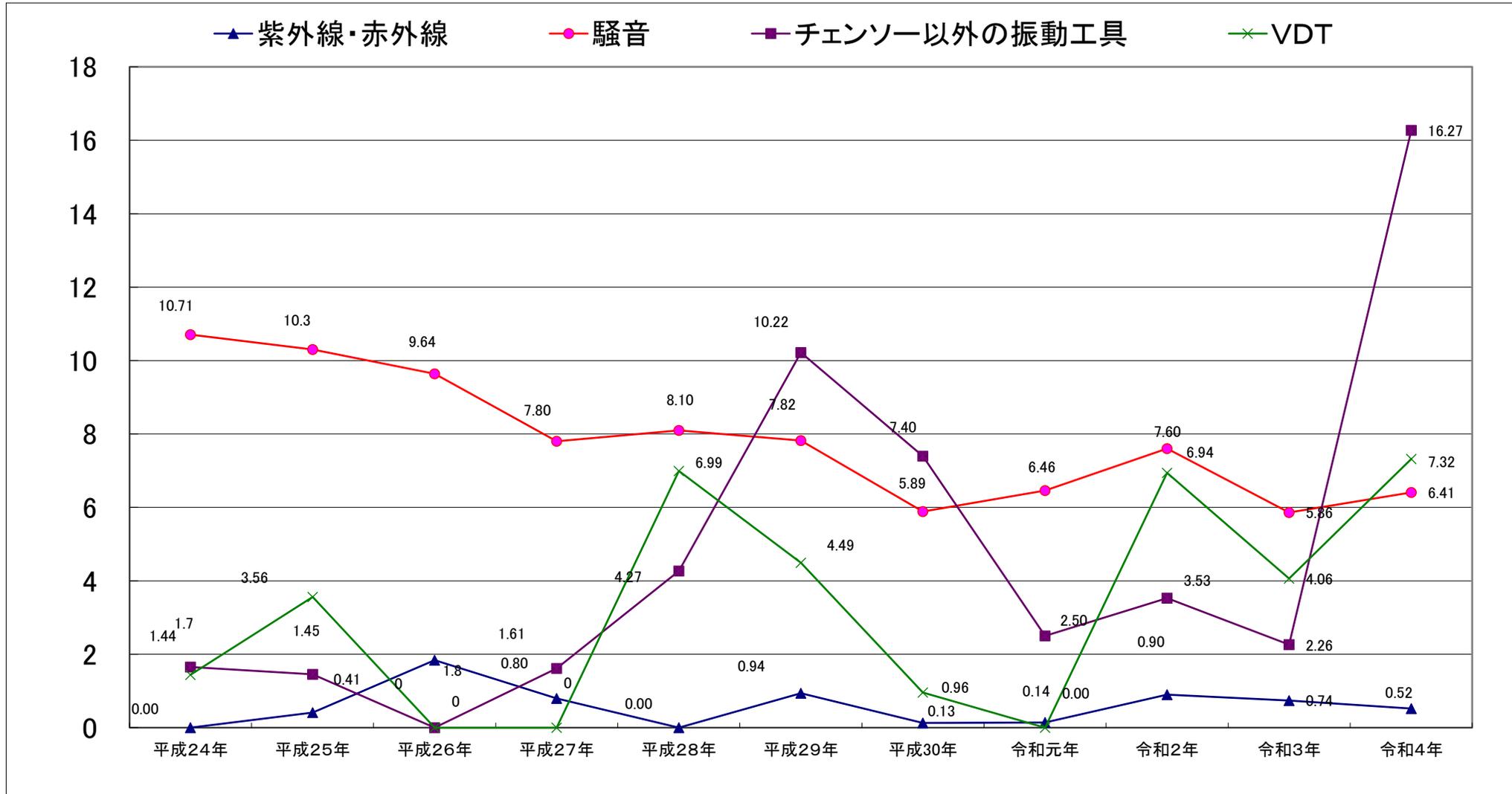
健康診断項目別の有所見率 (%)



1. 有害業務健康診断 特殊健康診断の有所見者の推移 新居浜労働基準監督署



% 指導勧奨による健康診断の種類別有所見率



全国労働衛生週間中に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(令和5年度全国労働衛生週間実施要綱より)

労働衛生活動の重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- ・ 時間外・休日労働の削減
年次有給休暇の取得促進
労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和の推進
- ・ 労働時間の客観的な記録に基づく適正な把握や長時間労働者
(原則：時間外・休日労働時間数が月に80時間以上で疲労の蓄積が認められる者) に対する医師の面接指導等の実施
- ・ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置
- ・ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

労働衛生活動の重点事項

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- ・ 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- ・ 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- ・ 労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- ・ ストレスチェック制度の適切な実施、集団分析及び結果を活用した職場環境改善の取組
- ・ メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組

労働衛生活動の重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

厚生労働省 **こころの耳ポータルサイト**（「こころの耳」で検索）

<http://kokoro.mhlw.go.jp>

にて、各対策内容、リーフレット、チェックリスト等を掲載しています。

労働衛生活動の重点事項

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- ・ 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- ・ 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した作業内容等の見直し
- ・ 労働者の気付きを促すための**体力チェック**の活用
- ・ 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

労働衛生活動の重点事項

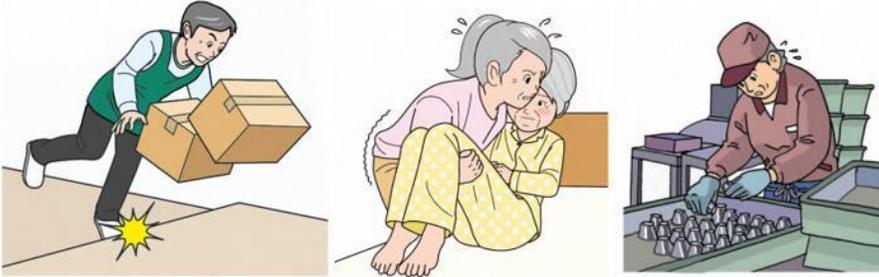
(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- ・ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操の実施
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
- ◎リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- ◎作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- ◎介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術や介護機器等の導入の促進
- ◎陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

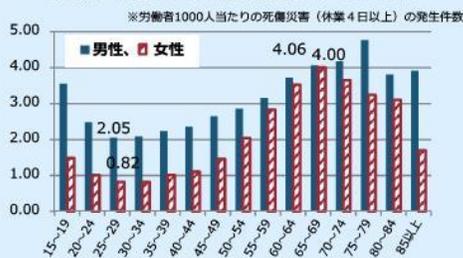
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



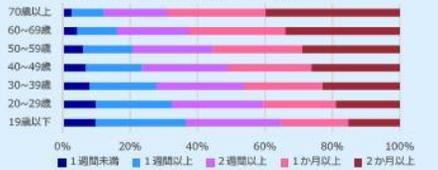
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

令和2年3月策定

- ・ 60歳以上の雇用者数が増加。将来に亘っても増加する見通し。
- ・ 特に第三次産業で高齢労働者が増加
- ・ 併せて、身体機能の低下等により労働災害の発生率が高く、休業が長期化しやすい
- ・ 中でも転倒、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べて高く、女性で顕著

愛媛県内でも、高齢女性の労働者が硬い床や段差での転倒によって骨折し、1か月以上の長期休業に至る事例が目立ちます。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- 高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

※考慮事項※

- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- 必要に応じてフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋内等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



「エイジアクション100」による
チェックリストの活用
(QRコード、厚生労働省HP)

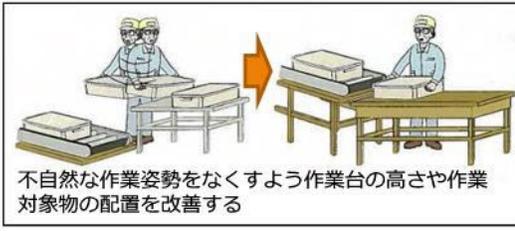
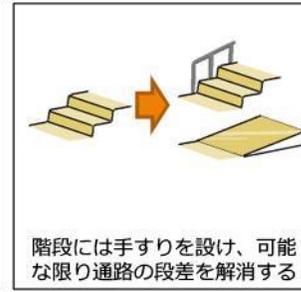
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主としてハード面の対策)

- 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材 (床材や階段用シート) を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- パワーアシストスーツ等を導入する
- パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

身体機能の低下を補う 設備・装置の導入

- 通路・作業場所の照度の確保
- 見やすい、聞き取りやすい音域の警報
- 階段の手すり
- 段差の解消
- 不自然な作業姿勢をなくすための作業台や対象物の配置
- 解消できない段差に注意喚起表示
- 通気性の良い休憩場所
- 滑りにくい靴
- リフト等の補助具の使用

ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

↓対策の例↓

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

※考慮事項※

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

敏捷性や持久性、筋力の低下等の特性を考慮して
作業内容や作業時間の見直し等を検討

- ・ 継続的な体力チェックに努める。
- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入する。

個々の健康や体力の状況に応じた対応

写真や図、映像等の文字以外の情報を
活用した安全衛生教育

一人ひとりがストレッチ体操など体力維持に努める

厚生労働省HP等における好事例の参照

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→

The image shows a detailed 'Physical Fitness Check Form' (体力チェックの一例) used for fall risk assessment. It includes several sections:

- 1. 身体機能計測結果 (Physical Function Measurement Results):** Contains five sub-sections for different tests:
 - ① ステップテスト (歩行能力・筋力): Step test results for 10m and 20m.
 - ② 座位ステップテスト (敏捷性): Seated step test results.
 - ③ アンコウカールテスト (動作バランス): Anko-kaeru test results.
 - ④ 足開片足立ち (静的バランス): Static balance test results.
 - ⑤ 足開片足立ち (動的バランス): Dynamic balance test results.
- 2. 転倒等リスク評価 (Fall Risk Evaluation):** A table with columns for '転倒リスク' (Fall Risk) and '評価' (Evaluation). It lists various activities and their corresponding risk levels.
- 3. レーダーチャート (Radar Chart):** A five-axis chart showing the results of the five physical function tests.
- 4. 解説 (Explanation):** A section providing detailed instructions and safety guidelines for each test.

Additional features include a QR code for more information and a note to enter the test results into a 'Physical Function Measurement Results Radar Chart'.

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

滑り

つまずき

今世紀最大の注意喚起が
今、始まる——

お笑いも職場も
スベリやムチャは
アカン!!

スベコチャダメよ!
転倒予防
ムチャレチャダメよ!
腰痛予防

踏み外し

腰痛

転倒予防の対策については
こちらをチェック▶▶▶▶▶▶

腰痛予防の対策については
こちらをチェック▶▶▶▶▶▶

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

転倒予防と
腰痛予防は
今世紀最大の注意喚起

スベリやムチャは
アカン!!

労働衛生活動の重点事項

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- ・ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守
- ・ 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策
- ・ ラベル表示、安全データシート（SDS）交付の状況確認
- ・ SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露
- ・ 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- ・ 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底



GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



事業者は、リスクアセスメントを行いましょう。



GHS対応ラベルの記載項目

○○○○○○○○
成分：○○○,××,△△ NET Wt. 15kg

危険

・引火性液体および蒸気 ・皮膚刺激 ・飲み込むと有害
・重篤な眼の損傷 ・中枢神経系、腎臓の障害のおそれ

製品特定名

製品の名称や物質の化学品特定名が記載されています。

①注意喚起語

危険性・有害性の程度を知らせる語句で、「危険」と「警告」の2種類あり、より重大な方が「危険」になります。

②絵表示

危険性・有害性を絵で表しています。黒いシンボルを赤い枠で囲んでいます。

③危険性・有害性情報

製品の全ての危険性・有害性が記載されています。

注意書き

危険性・有害性から身を守るための情報が記載されています。

供給者の特定

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されています。

【安全対策】

- ・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースを取ること。
- ・防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。

【応急措置】

- ・皮膚(または髪)に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。
- ・火災の場合、消火するために○○○を使用すること。
- ・飲みこんだ場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

- ・施設して保管すること。
- ・涼しく換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。

日本GHS株式会社

東京都千代田区霞が関1-2-3 電話：03-0000-0000

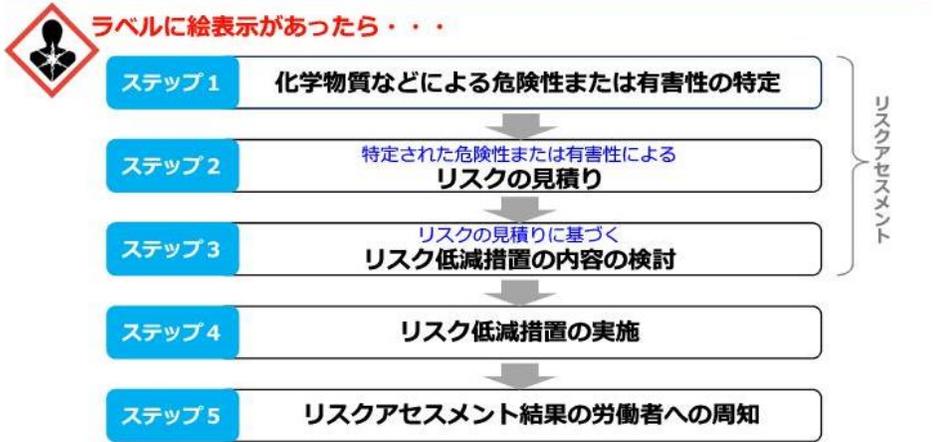
◆ラベル・SDS作成の方法は以下を参照◆

- ・JIS Z 7252 (GHS分類) ・JIS Z 7253 (情報提供-ラベル・SDS)
- ・事業者向けGHS分類ガイダンス
- ・職場のあんぜんサイト「GHSモデルラベル、モデルSDS」
- ・製品評価技術基盤機構(nite)「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)」

リスクアセスメントの実施

職場で取り扱われる化学物質等の危険性や有害性を確認し、それによる働く人への危険や健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討します。

リスクアセスメントの手順



リスクアセスメントの実施方法については「職場の安全サイト」
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>でご確認ください。

「ラベルでアクション」の進め方等のご相談は下記までご連絡ください！

1. 法令、通知に関する相談窓口
都道府県労働局または労働基準監督署の健康主務課
所在案内
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>
2. 支援事業
相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメールなどで相談を受付
ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法について、事業場の皆様からのご質問にお答えしています。

050-5577-4862

受付時間：月～金10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日、年末年始を除く

平成30年度「ラベル・SDS活用事業」受託者
テクノヒル株式会社
東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3 サンホリビル 4F
TEL:050-5577-4862
メール：soudan@technohill.co.jp

化学工業のみならず、GHSラベルのある化学物質を取り扱う
全ての業種において、対策が必要です。



化学物質リスク簡易評価法 (コントロール・バンディング)

化学物質のリスクアセスメント実施支援

厚生労働省版コントロール・バンディング 対象: 有害性

コントロールバンディングとは

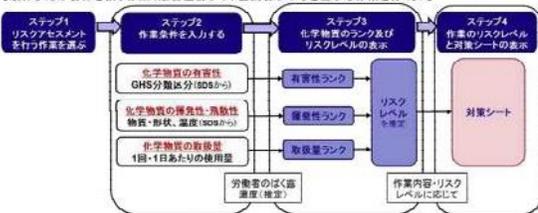
化学物質の健康有害性についての簡易なリスクアセスメント手法として、「コントロール・バンディング」があります。これは、ILO（国際労働機関）が開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単で実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

厚生労働省版コントロール・バンディングは、この手法をわが国で簡易的に利用できるようにウェブシステムとして開発されたものです。【液体または粉体を扱う作業（塵毒性粉じん、金属粉じん等を生ずる作業を除く。）】と【塵毒性粉じん、金属粉じん等を生ずる作業】の2つのシステムがあり、次のような特徴があります。

- 特徴
 - ・労働者の化学物質へのばく露濃度等を算定しなくても使用できる。
 - ・許容濃度等、化学物質のばく露限界値がなくても使用できる（粉じん等が生ずる作業は補設定が必要）。
 - ・化学物質の有害性情報が必要。
- 手法
 - ・作業条件等の必要な情報を入力すると、化学物質の有害性とばく露情報の組み合わせに基づいてリスクを評価し、必要な管理対象の区分（バンド）が示される。
 - ・バンドに応じた実施すべき対策及び参考となる対策シートが得られる。
- 注意点
 - ・得られる対策シートはあくまで安全衛生対策の参考としていただく材料です。労働安全衛生法令によりばく露防止対策が規定されている場合は、それに基づいた対策を実施することが必要です。

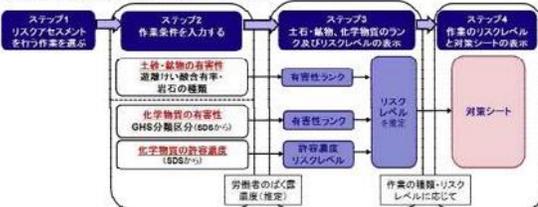
各システムのステップは次のとおりです。

【液体または粉体を扱う作業（塵毒性粉じん、金属粉じん等を生ずる作業を除く。）】



【塵毒性粉じん、金属粉じん等を生ずる作業※】

※主に粉じん別に定める粉じん作業を対象とします。



「コントロール・バンディング」は簡易なリスクアセスメント手法です。ILO（国際労働機関）が開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を守るために、簡単で実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_1.htm

厚生労働省のHP「職場のあんぜんサイト」で支援システムを提供しており、サイト上で必要な情報を入力すると、リスクレベルとそれに応じた実施すべき対策のシートが得られます。

化学物質を扱う際には、 保護具を適切に使用しましょう

化学物質を扱う事業場では、溶剤や薬品などの飛沫を身体にばく露することによる薬傷・やけど等の災害が年間300件以上発生しています。中でも、重篤度の高い目の事故は年間100件近くにのぼります。

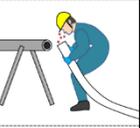
目は大事！事故は一大事！

化学物質等の有害物の接触による死傷災害 (単位：人)

(※)	平成 24年	25年	26年
有害物の接触による死傷災害	482	467	466
薬傷・やけどなど	326	314	318
(うち、目)	(102)	(94)	(95)

※ 休業4日以上の死傷災害 資料：労働者死傷病報告

化学物質による事故はあなたの職場でも起こります

<p>業種 一般飲食店</p> <p>被災状況 厨房内洗い場で、漂白液（次亜塩素酸ナトリウム）の容器の栓を外そうとしたところ、液がはねて右目をばく露し、薬傷を負った。</p> <p>発生原因 ・保護めがねを着用していなかった。</p> 	<p>業種 食品製造</p> <p>被災状況 油洗浄用の苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）をポリタンクからバケツに移していたところ、液がはねて両目をばく露し、薬傷を負った。</p> <p>発生原因 ・保護めがねを着用していなかった。</p> 
<p>業種 食品製造</p> <p>被災状況 粉末の苛性ソーダを袋からタンクに投入中、粉が舞い上がり、保護めがねの隙間から浸入し、両目をばく露し、薬傷を負った。</p> <p>発生原因 ・作業に応じた保護具を選定・着用していなかった。</p> 	<p>業種 化学製造</p> <p>被災状況 廃液をポンプで移送した後、ホースをバレルから外した際、ホース内に残っていた廃液が飛散し、目、顔面をばく露し、薬傷を負った。</p> <p>発生原因 ・保護具を使用していなかった。</p> 
<p>業種 ビルメンテナンス</p> <p>被災状況 現場の定期清掃中、床に置いてあった洗剤のバケツに接触し、強アルカリの洗剤がふくらはぎ、足の甲にかかり、化学やけどを負った。</p> <p>発生原因 ・不透性の保護具を着用していなかった。</p> 	<p>業種 非鉄金属製造</p> <p>被災状況 硝酸を用いて金属を洗浄中、ポリ塩化ビニル製の手袋にあいた1mm程度の穴から洗浄液が浸透、手指をばく露し、化学やけどを負った。</p> <p>発生原因 ・保護手袋の保守管理が適切に行われていなかった。</p> 

(裏面へ)

化学物質による薬傷・やけど災害の主な原因と対策

原因 あなたの職場にも、こうした危険はありませんか？

<p>さまざまな作業場に、溶剤や油、粉じんなどが存在します</p> <p>保護めがねを着用していない</p>	<p>苛性ソーダなどの強アルカリ溶剤は身近に使われています</p> <p>絵表示 ・皮膚腐食性 ・眼に対する重篤な損傷性</p> <p>作業に応じた保護具の選定・着用なし</p>	<p>手袋に穴はあいてませんか？ 交換品の在庫はありますか？</p> <p>保護具の管理が不適切</p>
--	---	--

対策 適切な保護具の使用について、職場内を再点検！

<p>着用のない方の入場お断り</p> <p>保護めがねはJIS T 8147規格合格品を！</p> <p>保護めがねの着用を現場のルール化</p>	<p>適正保護具の写真掲示</p> <p>【アルカリ洗剤取扱】</p> <ul style="list-style-type: none">・ヘルメット・保護めがね・前掛け・保護手袋 (用途により色分け)・長靴 <p>厚生労働省「見える」安全活動コンクール優良活動事例より</p> <p>適正保護具着用を作業規定等に明記</p>	<p>使用前後点検表</p> <p>使用前後の点検、日常の保守管理</p>
--	--	---------------------------------------

労働者の保護具の使用状況の確認、安全衛生教育もしっかり行いましょう

適切な保護具の選び方

厚生労働省ホームページでも、事業場での取組に役立つ情報、リンク先をお知らせしています。

どんな保護めがねがあるの？
どの作業にはどの保護具を選ばばいいの？

厚生労働省 薬傷・やけど対策

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yakushouyakedo.html>

「薬傷・やけど対策」の保護具情報はこちらでも発信しています。

公益社団法人 日本保安用品協会 http://www.jsaa.or.jp/html/appliances/hoan_02.html

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

労働衛生活動の重点事項

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時に就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

石綿障害予防規則等の改正のポイント（令和2年7月公布）

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容		
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※ 十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>	
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※ 工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時点検</u></p> <p>作業開始前、<u>中断時の负压点検</u></p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、<u>けい酸カルシウム板1種等</u> その他石綿含有建材</p> 			<p><u>けい酸カルシウム板1種※2（破碎時）</u></p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p>	
			<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	

事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事）^{※1}が対象

※ 1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※ 2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

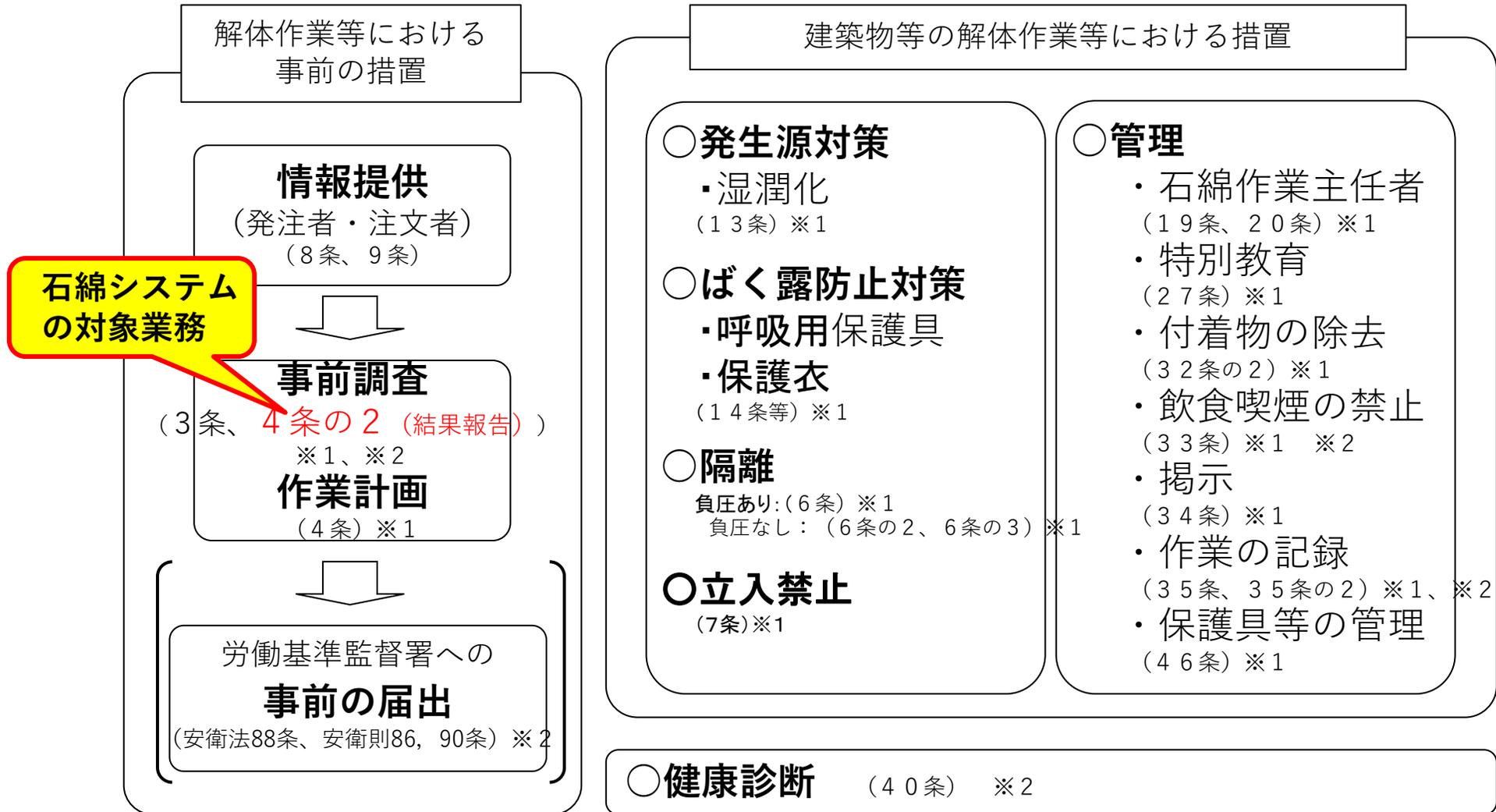
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	7月	10月	4月		4月		4月	10月	
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行						
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行						
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）						令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行						
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行						
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設		周知、電子報告システムの開発			令和4年4月施行				
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行						
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行						
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行						
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行						
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行						
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行						
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行						

改正石綿則・安衛則の公布

施行日前であっても必要な知識等を有する者に
行わせることが望ましい！

それぞれの施行日以降に開始される
工事/作業から適用
(調査時点ではないことに留意)

石綿障害予防規則の概要（改正後：建築物等の解体・改修作業）



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

- **以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、事前調査の結果等を労働基準監督署に電子報告しなければならないこととする。**

<報告が必要な工事>

- ① **解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事**
- ② **請負金額が税込100万円以上である建築物の改修工事**
- ③ **請負金額が税込100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事**
- ④ **総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事（※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により追加）**

【ポイント・留意事項】

※報告が必要となる基準であって、事前調査そのものが必要となる基準ではないことに留意

(例:床面積・請負金額にかかわらず、建築物の解体・改修工事は原則事前調査が必要
事前調査結果の報告対象とならない工作物も原則事前調査は必要)

※石綿がなしでも報告が必要。石綿全面禁止日（着工日等が平成18（2006）年9月1日）以降の
建築物・工作物・船舶であっても報告が必要。

(ただし、令和2年基発0804第8号記の第3の(1)ア③「事前調査の対象とならない作業」に基づき事前調査を行わなかったもの
については報告不要)

※同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて報告する必要。

※法的に報告が必要となる項目は、石綿則第4条の2第2項のとおり。

(①建築物・工作物・船舶のいずれの工事か、②新築工事の着工日が2006年9月1日以降か否か、

③事前調査者の資格要件の施行(2023年10月1日)の前後、④石綿の有無 等によって報告項目が異なってくることに留意)

労働衛生活動の重点事項

(カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

- ・各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- ・受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- ・支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

労働衛生活動の重点事項

(カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく 受動喫煙防止対策に関する事項

詳しくは、

厚生労働省HP「職場における受動喫煙防止対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

からの下記リンクを参照。

- ・ 職場における受動喫煙防止対策のためのガイドライン
- ★ 「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト

(イラスト付きでの健康増進法ほか制度の解説、喫煙場所の標識ダウンロードなど)

- ・ 受動喫煙防止対策助成金 (上限100万円を助成)
- ・ 受動喫煙防止対策に係る相談支援 (日本労働安全衛生コンサルタント会)



労働衛生の3管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- ・ 労働衛生管理活動に関する計画の作成、実施、評価、改善
- ・ 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- ・ 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の結果に基づく措置

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- ・ 有害物を取り扱う事業場における作業環境測定の実施並びに結果の周知及び結果に基づく作業環境改善
- ・ 局所排気装置の適正な設置、稼働、検査及び実施

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- ・ 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- ・ 適切、有効な呼吸用保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底（保護具着用管理責任者）

労働衛生の3管理の推進等

(力) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- ・ 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- ・ 換気の実施、空気呼吸器等の使用の徹底

令和4年9月

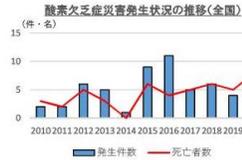
酸素欠乏症等による労働災害防止対策

新居浜労働基準監督署版リーフレット作成

周知方よろしくお願ひします。

酸素欠乏症による労働災害を防ぎましょう

～ 知らずに立ち入ると死亡することがあります ～



通常の空気中の酸素濃度は21%程度ですが、物の酸化や微生物の呼吸などにより作業場所によっては空気中の酸素濃度が低下することがあります。酸素濃度が18%未満の空気を吸入すると頭痛やめまい等の症状が現れ、酸素濃度が6%未満になると瞬時に意識、呼吸停止に陥り、死亡に至る場合もあります。2010年から2020年における酸素欠乏症^{※1}による災害発生状況では、10年間で61件の酸素欠乏症が発生しており、71名の労働者が被災、そのうち47名が死亡しています。このように酸素欠乏症は発生するとその約半数が死亡災害となる恐ろしい災害です。酸素欠乏症を防止するために酸素欠乏症に対する正しい知識を習得し、基本となる災害防止対策を徹底しましょう。

酸素欠乏症防止の基本	換気の実施
作業環境測定の実施 作業開始前に作業場所の空気中の酸素（及び硫化水素） ^{※1} の濃度測定を行う必要があります。測定は監視人を置いた上で測定場所の外部から安全な方法で行ってください。	原則として作業場所の空気中の酸素濃度が18%以上（及び硫化水素濃度を100万分の10以下） ^{※1} となるように換気を行ってください。必要な換気が行えない場合、空気呼吸器等 ^{※2} を使用しなければ作業できません。
特別教育の実施 作業に従事する労働者には、特別教育を実施する必要があります。特別教育に必要な科目、時間は右図のとおり定められています。	特別教育に必要な科目と時間 1. 酸素欠乏の発生原因について（30分）（+30分） ^{※1} 2. 酸素欠乏の症状について（30分）（+30分） ^{※1} 3. 空気呼吸器の使用について（1時間） 4. 事故の場合の退避及び救急生ずる方法について（1時間） 5. その他必要な事項について（1時間）（+30分） ^{※1}
作業主任者の選任・職務の履行 酸素欠乏（硫化水素） ^{※1} 危険作業主任者を有資格者の中から選任してください。選任された作業主任者は、関係労働者の指揮を執り、安全に作業を進めましょう。	作業主任者の職務 1. 作業方法の決定・労働者の指揮 2. 作業開始前等の酸素濃度測定 3. 換気装置等の各種機器又は設備の点検 4. 空気呼吸器等の使用状況の監視
墜落制止用具の着用・使用 転落のおそれがある場合は要求性能墜落制止用具を使用してください。転落のおそれがある酸素欠乏危険場所では2m未満 ^{※1} の作業場所であっても要求性能墜落制止用具の使用が義務となります。	監視人等の設置 作業時は常に監視人による監視を行う等、異常が発生した際、迅速に作業主任者等に通報できる体制を整備してください。自動警報装置付きの酸素濃度測定器を設置する方法でも差し支えありません。

酸素欠乏症防止のためのチェックリスト	
酸素欠乏が生じやすい場所や酸素欠乏が生じる原因について理解している。	
長期使用されていない井戸の内部 雨水や湧水などが溜まり、又は滞留したことのある槽、暗渠、ビームホール等の内部 溝、溜池、もろみ等の貯留するものを入れたことのある暗渠、タンク、もろみ等の内部 長期使用されていない副製タンク、配管等の内部 副製タンク等での内部を塗装した暗渠、タンク等の内部 汚水などの漏れしやすいものが入っている、又は入れたことのあるビッド、マンホールの内部	<input type="checkbox"/>
換気を行い、作業場の空気中の酸素濃度を18%以上を保っている。 換気がすることが著しく困難な作業場では同時に就労する労働者の人数以上の空気呼吸器等を備え、作業時にこれを使用させている。	<input type="checkbox"/>
「酸素欠乏危険作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、職務を履行させている。 また、作業に従事する全ての労働者に対しては特別教育を実施している。	<input type="checkbox"/>
その日の作業を開始する前に作業場における空気中の酸素濃度の測定を行い、法定の項目 ^{※1} について記録し、3年間保存している。 ^{※1} 1. 酸素濃度 2. 硫化水素濃度 3. 硫化水素濃度 4. 硫化水素濃度 5. 硫化水素濃度 6. 硫化水素濃度 7. 硫化水素濃度	<input type="checkbox"/>
労働者が酸素欠乏危険場所に入場及び退場させるときは、人員の点検を行っている。 また、この点検は単に入場者の人数を数えるだけのものではなく、労働者個々の入退場について点検している。	<input type="checkbox"/>
酸素欠乏症にかかったことにより転落するおそれのある作業場では、労働者に要求性能墜落制止用具を使用させている。 また、要求性能墜落制止用具はその日の作業開始前に点検している。	<input type="checkbox"/>
異常が生じた際は、直ちに作業主任者及び関係者に通報する措置を講じている。 例) 監視人の配置、警報機付きの酸素濃度測定機器の設置など	<input type="checkbox"/>
酸素欠乏症にかかった労働者を救出するため、必要な避難用具を備えている。 例) 空気呼吸器、はしご、縦ロープ等	<input type="checkbox"/>

^{※1}：硫化水素中濃にかかるとおそれのある場所での作業の場合 ^{※2}：ホースマスクやエアライナスなどの空気呼吸器等
労働災害発生状況や災害事例・災害防止対策について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。
■ 酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_95929.html
■ 職場の安全サイト（労働災害事例）： https://safetyinfo.mhlw.go.jp/anzen_page/AN_FNO.aspx
新居浜労働基準監督署 (2022.9)

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱の本文（全9ページ）
については、中央労働災害防止協会（中災防）のHPから
ダウンロード可能です。

本スライドに掲載したパンフレットについては
同名の検索を行うことにより厚生労働省及び愛媛労働局のHP
へアクセスし、ダウンロードすることが可能ですので、ご活用
ください。

※新居浜労働基準監督署作成の「酸素欠乏症」に関するものを除きます。

ご清聴ありがとうございます

